



## 患者等搬送事業者認定制度について

このことについて、次のとおり運用を開始しますのでお知らせします。

### 1 概要

患者等搬送事業とは、救急車を呼ぶほど緊急性がない患者等（寝たきりの方や車椅子を利用している方）の入退院や通院，社会福祉施設への送迎などを行う，民間の事業者による搬送サービスです。

患者等搬送事業者は，道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等（タクシーなど）の許可を受けていますが，サービスの質と利用者の安全を確保するため，市内で事業を実施する事業者のうち，乗務員が患者等搬送乗務員基礎講習を修了し，車両や積載資器材も基準を満たした場合に，事業者からの申請により，消防局が「患者等搬送事業者」として認定するものです。

### 2 救急車との違い

- ・緊急走行ができない。（サイレン及び赤色灯の装備がない。）
- ・利用時間や距離に応じて料金がかかる。
- ・医療行為を行うことができない。

### 3 制度運用までの予定

令和4年6月	呉市消防局患者等搬送事業指導及び認定に関する要綱制定
要綱制定後	ホームページ等で事業概要を紹介，乗務員基礎講習受講者を募集 ・受講者数に応じて，講習の準備（会場，講師，資料等）
受講者決定後	乗務員基礎講習を実施，修了者へ適任証を交付 ・受講は無料（指定するテキストを各自で購入） ・16～24時間の講習を数日に分けて実施
講習修了後	事業者の申請を受け，乗務員資格，車両資器材などを審査し認定



事業者認定マーク



自動車用認定マーク

### 4 県内他都市の状況

広島市，東広島市，福山市に次いで4番目となります。